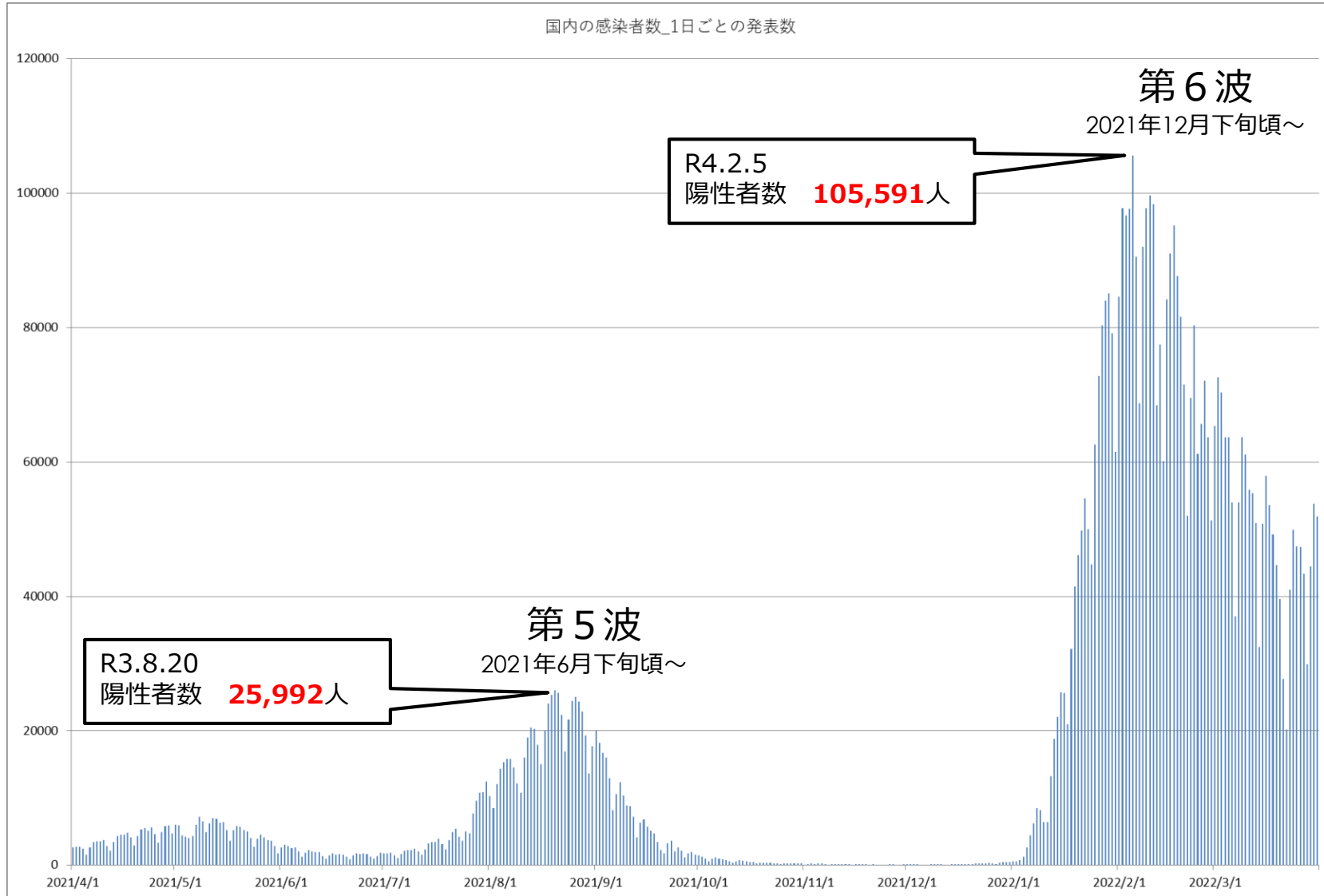


# 災害時における新型コロナウイルス感染症の 自宅療養者の避難先確保について

◎新型コロナウイルス感染症の国内感染者の状況



※Web NHK「新型コロナウイルス特設サイト」のデータ使用

第5波

デルタ株

まん延防止等重点措置

滋賀県を含む最大13道府県が対象  
(R3.8.8～)  
・飲食店等営業時間短縮

緊急事態宣言

滋賀県を含む最大21都道府県が対象  
(R3.8.27～9.30)  
・外出自粛要請  
・大規模イベント開催の制限

特別警戒ステージ

コロナとのつきあい方滋賀プラン  
(R3.8.6～)

第6波

オミクロン株

まん延防止等重点措置

最大36都道府県が対象  
(R4.1.9～)  
・飲食店等営業時間短縮ほか

レベル2

コロナとのつきあい方滋賀プラン  
(R4.1.7～)

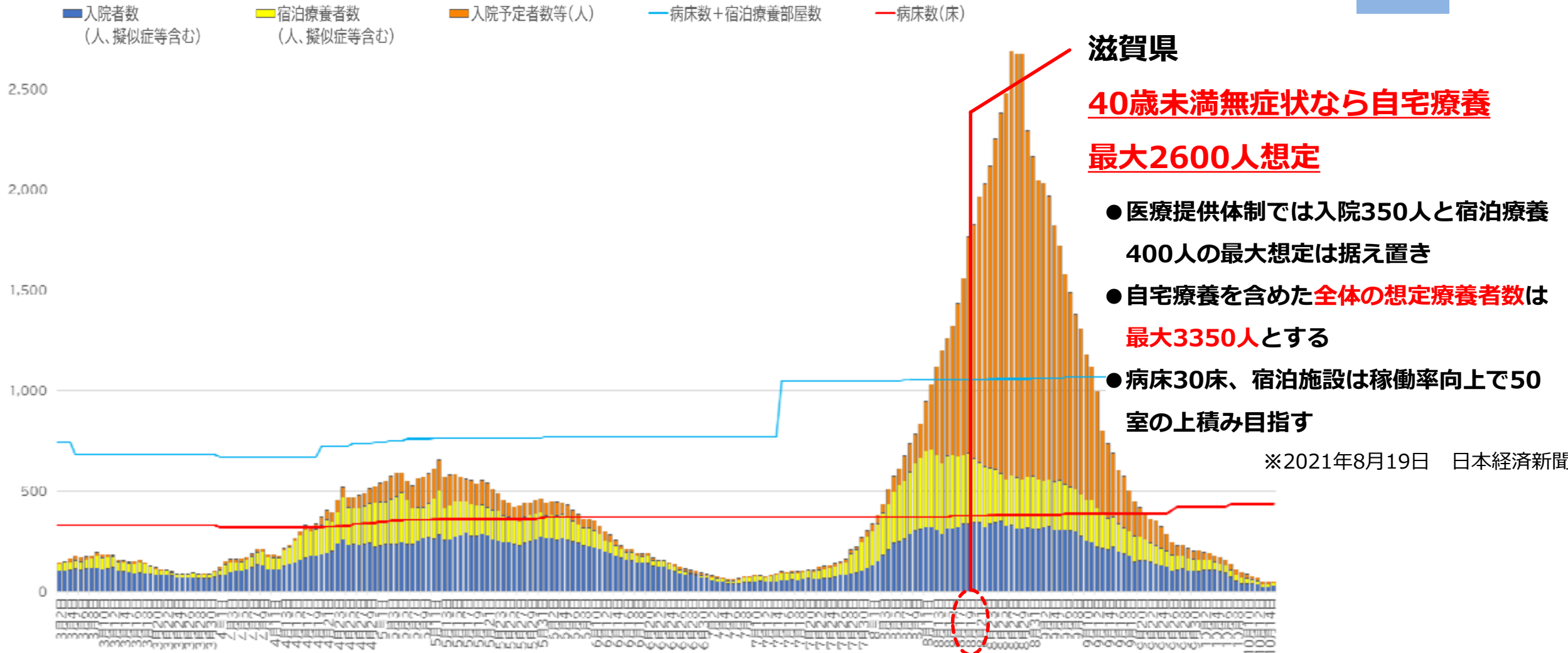
第5波 R3.8.28

項目	陽性者数累計	現在陽性者数	入院中			入院予定等	宿泊療養	退院等	死亡		
			重症	中等症	軽症						
PCR検査数 (うち行政検査分 (うちその他検査分)	135,437 44,012 91,425)	10,171 (うちPCR検査判明分 (うち抗原検査判明分)	2,654	297	12	61	224	2,109 (うち自宅待機 (うち自宅療養)	248	7,422	95
抗原検査数	66,932 2,816)										

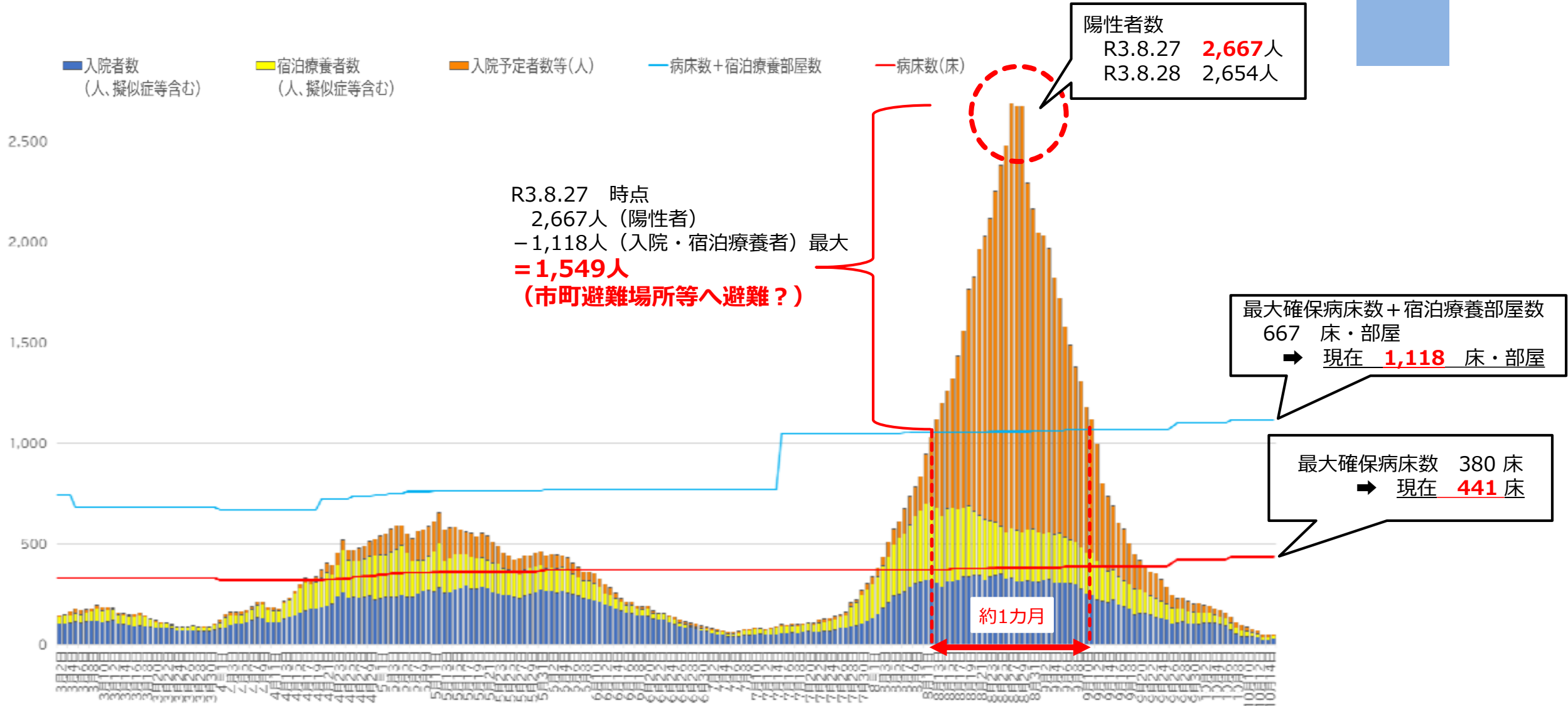
第6波 R4.2.28

項目	陽性者数累計	現在陽性者数	入院中			入院予定等	宿泊療養	退院等	死亡		
			重症	中等症	軽症						
PCR検査数 (うち行政検査分 (うちその他検査分)	279,172 106,602 172,570)	49,134 (うちPCR検査判明分 (うち抗原検査判明分)	9,263	363	1	93	269	8,726 (うち自宅待機 (うち自宅療養)	174	39,737	134
抗原検査数	150,759 17,059)										

※滋賀県提供「滋賀県 新型コロナウイルス感染症 発生状況等一覧表」(公表資料)

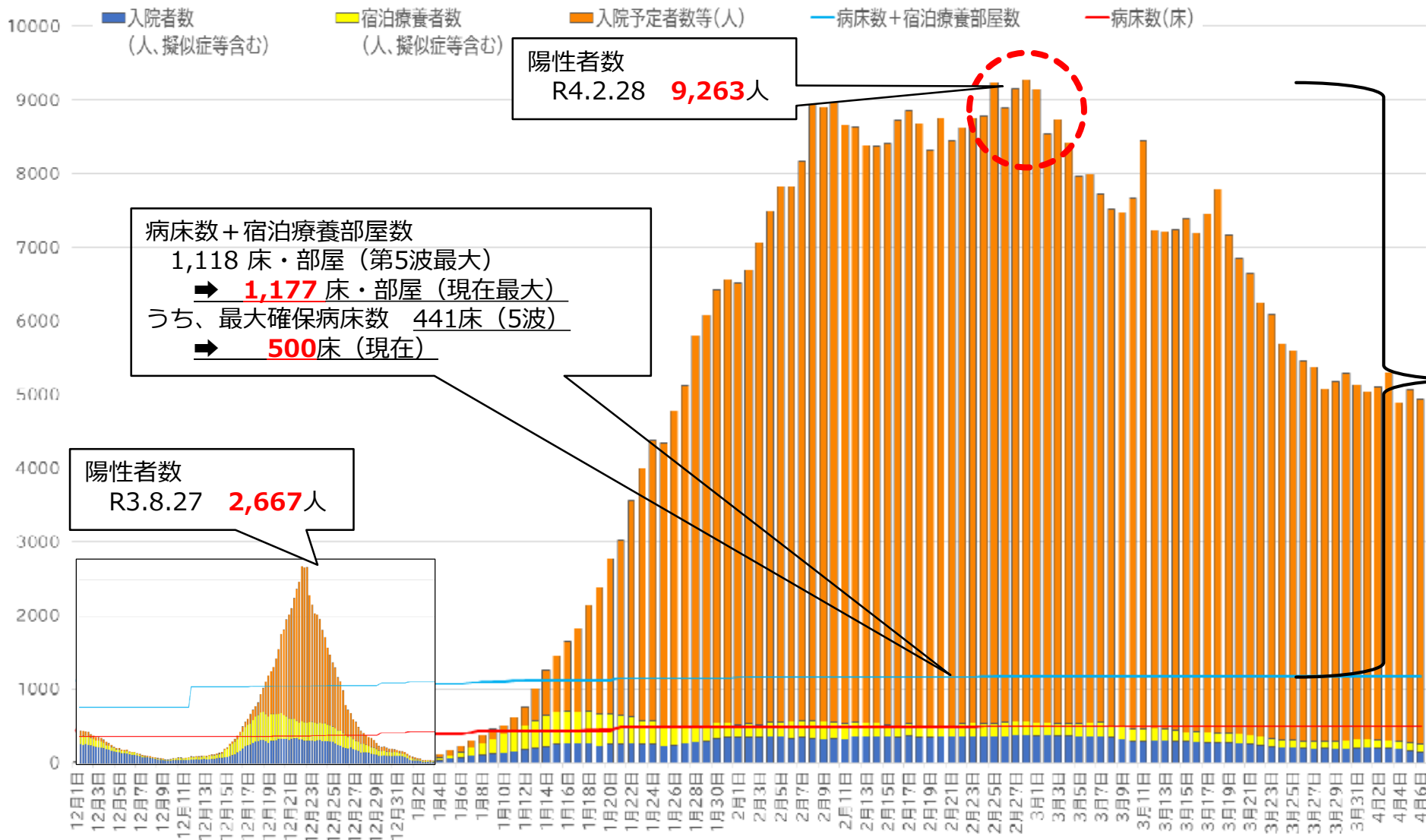


※R3.8.29滋賀県提供「新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について」（公表資料）



※R3.8.29滋賀県提供「新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について」(公表資料)

# ◎新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等の状況 第6波



## 第5波

R3.8.27 時点  
 2,667人 (陽性者)  
 - 1,118人 (入院・宿泊療養者・最大)  
**= 1,549人**



## 第6波

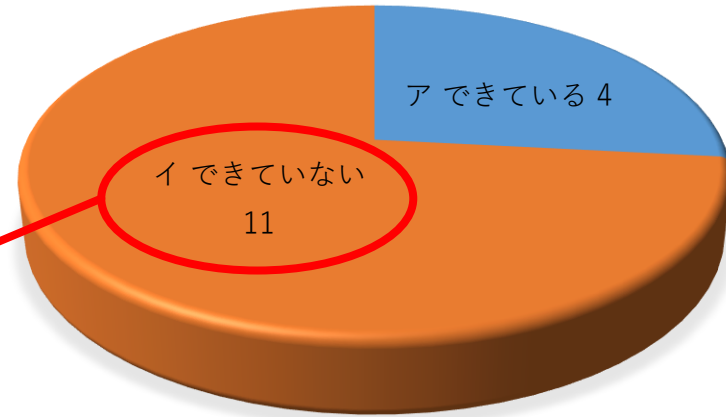
R4.2.28 時点  
 9,263人 (陽性者)  
 - 1,177人 (入院・宿泊療養者・最大)  
**= 8,086人**  
**(市町避難場所等へ避難?)**

※R4.3.31滋賀県提供「新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について」 (公表資料)

1 自宅療養者の避難先は確保できていますか？

※回答数 N=15

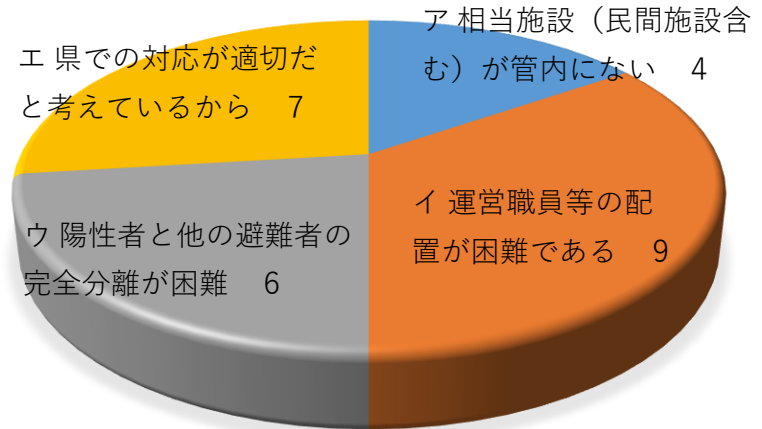
- ア できている 4
- イ できていない 11



2 その理由をお聞かせください。

※設問1できていないと回答した市町  
※複数回答

- ア 相当施設（民間施設含）が管内にない 4
- イ 運営職員等の配置が困難である 9
- エ 県での対応が適切だと考えているから 6
- ウ 陽性者その他の避難者の完全分離が困難 7



◎各市町の自宅療養者の避難先について【アンケート結果】

3 その避難先はいくつありますか？

また、想定受入れ人数（最大）を教えてください。

※設問1「できている」と回答した市町

※回答数 N=4

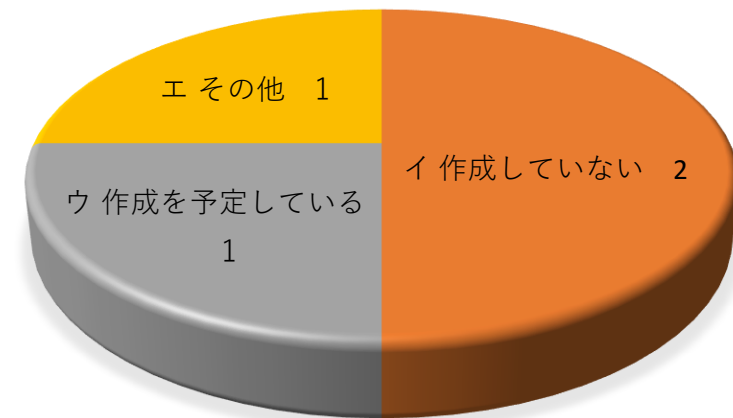
A市町	7施設（箇所）（一般の避難者と共用の施設）	3人／施設
B市町	1施設（箇所）（自宅療養者専用の施設）	－人／施設
C市町	1施設（箇所）（自宅療養者専用の施設）	8人／施設
D市町	状況によるため施設数・人数等未定	

4 その避難施設での受入れに際し、保健所からの避難者情報の提供、受付、誘導、専用スペース確保、消毒等のマニュアルは作成済みですか？

※設問1「できている」と回答した市町

※回答数 N=4

ア	作成済み	0
イ	作成していない	2
ウ	作成を予定している	1
エ	その他	1





## ◎各市町の自宅療養者の避難先について【アンケート結果】

## 5 その避難施設での感染対策について

※設問1「できている」と回答した市町

※回答数 N=4

専用施設のため、他者への感染リスクは低いと想定  
状態観察や食事提供等、感染対策に万全を尽くす  
陽性者専用の施設としている

6 その避難施設で対応する職員の職種、  
人数について教えてください。また、そのう  
ち、県（保健所）の派遣状況についても教えて  
ください。

※設問1「できている」と回答した市町

※回答数 N=4

A市町 保健師（1人）  
事務職（1人）  
B市町 事務職（2人）  
C市町 その他（未定）  
D市町 その他（未定）

※1施設当たりの人数

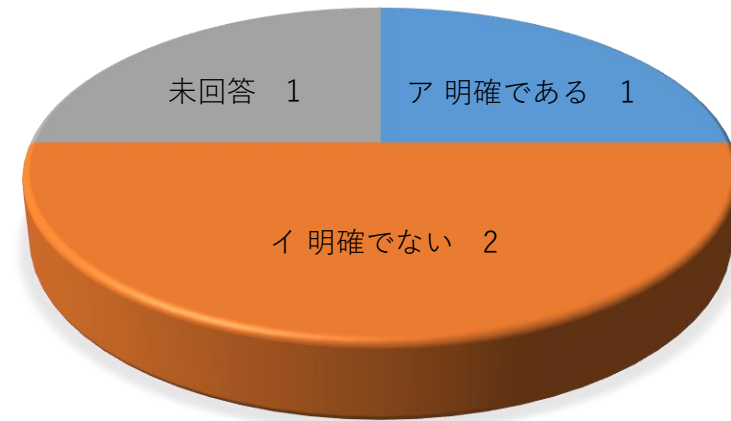
※いずれも県の派遣職員なし

◎各市町の自宅療養者の避難先について【アンケート結果】

7 その避難施設を運営するにあたり、  
 県（保健所など）との役割分担は明確ですか？

※設問1「できている」と回答した市町  
 ※回答数 N=4

ア 明確である	1
イ 明確でない	2
未回答	1



## ◎各市町の自宅療養者の避難先について【アンケート結果】

8 避難先（施設）の運営に関して課題等があれば教えてください。  
（従事職員からの意見、従事職員確保の問題など含む）

●避難所受付時に体調確認や検温を実施し、**発熱や体調不良等の有症状者は、動線や部屋等を分離して避難していただくように訓練を実施し、マニュアル化**している。

●あくまで**新型コロナウイルス感染症への罹患が疑われることに対する処置**であり、災害発生等の状況において避難されてきた住民等の安全確保と避難者間の感染防止を目的としている。避難所入口において**体調を理由として避難を断ることは防災上の観点から不適切であり、可能な限り感染防止措置を行ったうえで対応**すべきであるが、すでに罹患が確定している陽性者については、**県において個人との接触が図られており、その療養方針は保健所の判断**によって定められているものである。また、罹患に係る個人情報も制限されており、市は情報もなく判断に介入すべき案件ではないことから、災害時の対応についても、**事前に県において入院や療養ホテル等への移動など対処方針を決定すべき**であると考える。

●水害など事前に想定されている災害については、事前に自宅療養者の情報を把握することができるが、地震など突発的に起こる災害については、**想定避難者数が不明（把握できない）**。

●自宅療養者が複数避難された場合には、**だれが自宅療養者かが判明してしまう**。

## ◎各市町の自宅療養者の避難先について【アンケート結果】

## 8 避難先（施設）の運営に関して課題等があれば教えてください。

●開設順位の高い小・中学校の体育館には冷暖房が無く、夏・冬は過酷な環境になり、特に冬は冷気を防ぐことと換気の両立が困難になる。

●医療的な対応が困難である。

●平時に感染者対応を行っておらず、感染者対応のノウハウを有していない。

●市町域が広く、市町で専用施設を設けるには移送等の課題で運用が困難。

●自宅療養者を含めた情報について、必要となった際に申請しなければ提供されないこととなっており、地震等のいつ発災するかわからない災害に対して適切に提供されるのか不安である。

●陽性者または濃厚接触者、体調不良者は学校の教室に避難を想定しているものの、限られた部屋数・スペースであるため、複数（陽性者および濃厚接触者と体調不良者は分ける）が同部屋に避難いただくこととなり感染リスクは残る。また、避難所としてそのスペース自体がない避難所もあり検討が必要。

●明らかに陽性者または濃厚接触者である方については、一般避難者用とは別受付（県・本人からの事前連絡を想定）を行い教室に避難いただくこととなるが、複数の入口、十分な動線を設けることは困難。

## ◎各市町の自宅療養者の避難先について【アンケート結果】

8 避難先（施設）の運営に関して課題等があれば教えてください。

●避難所運営に従事する職員、保健師が限られているため、コロナ禍前の運営とは異なり、誘導員・連絡員等も必要となることから長期の対応は困難。

●市町では自宅療養者専用施設の確保が難しいため、広域避難も含め検討必要。

●感染者との接触に伴う感染リスクについてどう対処するか。

●専用避難所の場所が特定されないよう十分な配慮（人権的な観点から）

●現在1箇所を選定しているが、市町域も広いので、もう数箇所設置が必要。

●避難解除後の清掃、消毒の対応

●一般避難者、施設管理者の理解が得られない恐れがある。

●長期化した場合、感染防護用具が不足する。

●大規模災害の場合、医師が不足し、避難者（自宅療養者）の容体急変時等に対応できない恐れがある。

●施設によってはトイレが共用となるため、感染のリスクがある。

●避難先の選定（個人ごとor家族ごとor学区ごと）

●従事職員の確保（地元の自主防災組織などを除いた、職員等での確保が想定されるため）

## ◎各市町の自宅療養者の避難先について【アンケート結果】

8 避難先（施設）の運営に関して課題等があれば教えてください。

**まとめ**

- 発熱や体調不良等を想定しており、**自宅療養者（陽性者）まで想定されていない。**
- 陽性者の受け入れを想定しているが、**感染拡大のリスクがある。**
- **自宅療養者の情報を把握できない。**発災時に保健所と連携がうまくいくのか不安。
- 受付から**移動動線、専用避難スペースを確保することは困難**である。
- 従事する職員が限られており**長期対応は困難**である。
- 自宅療養者が**特定される可能性**がある。
- 感染者対応の**ノウハウを有していない。**
- 施設の**消毒や患者移送**など。

## ◎各市町の自宅療養者の避難先について【アンケート結果】

9 新型コロナウイルス感染症（第6波）を想定した、災害時における自宅療養者の避難先確保についてご意見をお聞かせください。

- 自宅療養者専用施設をこれまでどおり確保する予定
- 満床のために自宅療養を余儀なくされているのではなく、症状が軽いために自宅療養を命ぜられている方について、**車中避難や自宅での垂直避難を検討頂けるような案内が必要**と考える
- 当初、**自宅療養者については、県で責任を持って対応するとの方針であったものが、いつからか保健所及び市町が協議し市町が対応することとされている。**日頃から新型コロナウイルス感染者の情報を一元的に管理している県が感染者等への対応をされており、災害時の対応についても**県が責任を持って対応できるようにされたい。**
- 指定避難所での発災当初の一時的な収容については対応可能であるが、**長期間となった場合や医療的な対応が必要となる場合には、市の指定避難所では対応することはできない。**県において、発災後に一般の指定避難所に避難された自宅療養者等を**集中的に収容できる体制や施設を整備**されたい。
- 災害時は、**県と市町で自宅療養者（陽性者以外も含む。）の情報共有が必要**と考える。
- 台風の接近など災害が前もって予測できる場合は、**自宅療養者の情報開示を事前に連絡**いただきたい。

## ◎各市町の自宅療養者の避難先について【アンケート結果】

9 新型コロナウイルス感染症（第6波）を想定した、災害時における自宅療養者の避難先確保についてご意見をお聞かせください。

- **自力移動できない対象者を誰が移送するのか決まっていない。**
- **「自宅療養者」のなかには、入院・療養を打診しても断って、自宅から出ない人も含まれる。**これらの人にどのように避難をアプローチするか課題である。
- **災害により交通が寸断される可能性がある地域がある。受け入れ先として県施設の提供も検討してもらえないか。**
- **自宅療養者専用施設をこれまでどおり確保する予定**
- **満床のために自宅療養を余儀なくされているのではなく、症状が軽いために自宅療養を命ぜられている方について、車中避難や自宅での垂直避難を検討頂けるような案内が必要と考える**
- **当初、自宅療養者については、県で責任を持って対応するとの方針であったものが、いつからか保健所及び市町が協議し市町が対応することとされている。**日頃から新型コロナウイルス感染者の情報を一元的に管理している県が感染者等への対応をされており、災害時の対応についても**県が責任を持って対応できるようにされたい。**



## ◎各市町の自宅療養者の避難先について【アンケート結果】

9 新型コロナウイルス感染症（第6波）を想定した、災害時における自宅療養者の避難先確保についてご意見をお聞かせください。

- 指定避難所での発災当初の一時的な収容については対応可能であるが、**長期間となった場合や医療的な対応が必要となる場合には、市の指定避難所では対応することはできない。**県において、発災後に一般の指定避難所に避難された自宅療養者等を**集中的に収容できる体制や施設を整備**されたい。
- 災害時は、**県と市町で自宅療養者（陽性者以外も含む。）の情報共有が必要**と考える。
- 台風の接近など災害が前もって予測できる場合は、**自宅療養者の情報開示を事前に連絡**いただきたい。
- **自力移動できない対象者を誰が移送するのか決まっていない。**
- 「自宅療養者」のなかには、入院・療養を打診しても断って、自宅から出ない人も含まれる。これらの人にどのように避難をアプローチするか課題である。
- 災害により交通が寸断される可能性がある地域がある。**受け入れ先として県施設の提供も検討**してもらえないか。

## ◎各市町の自宅療養者の避難先について【アンケート結果】

9 新型コロナウイルス感染症（第6波）を想定した、災害時における自宅療養者の避難先確保についてご意見をお聞かせください。

- 避難施設の運営者として**県職員の派遣を受けられるのか。**
- 滋賀県において、第6波を想定した**自宅療養者の宿泊療養施設の確保部屋数の拡充**をしていただき、**自宅療養者が避難所に長期に滞在することがないように、体制整備**をお願いしたい。
- 現在、市で作成した避難所運営マニュアル感染症対策編では、**陽性者は県の対応となるため避難所に来られることは想定しておらず**、避難者の中から発熱や体調不良の方が出た時の対応などの記載をしている。実際に**自宅療養者が一時避難される場合には保健所での対応になると考えている。**
- 保健所からの情報を元に、**県がホテル等に避難させるよう処置できないか。**
- 定員超過により**陽性者専用施設での受入が困難**であり、指定避難所に陽性者が避難された場合に**混乱が予想されるため、さらなる避難施設の確保が必要と考える。**

## ◎各市町の自宅療養者の避難先について【アンケート結果】

- 9 新型コロナウイルス感染症（第6波）を想定した、災害時における自宅療養者の避難先確保についてご意見をお聞かせください。

## まとめ

- 自宅療養者の**状況に応じた避難方法の案内が必要。**
- 自宅療養者については、**県で責任を持って対応するとの方針であったので、県で対応されたい。**
- **長期間となった場合や医療的な対応が必要となる場合には、市の指定避難所では対応できない。**
- 県と市町で自宅療養者（陽性者以外も含む。）の**情報共有が必要である。**
- 県において**集中的に収容できる体制や施設を整備されたい。**県施設の提供も検討が必要。
- 自力移動できない対象者を誰が移送するのか決まっていない。

## 新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント（内閣府）

### 第I編 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A

- 自宅療養者の避難先検討 ➡ 新型コロナウイルス感染症の場合は、**軽症者であっても、感染拡大を防止するため、宿泊療養施設等に滞在することが原則**  
速やかに近隣の宿泊療養施設等に避難することができない場合  
**避難所に避難し待機** ➡ 県対策本部・保健所等の調整、指揮のもと  
対応可能な宿泊療養施設等に**速やかに移送を検討**
- 避難所での留意点  
(自宅療養者が宿泊療養施設に避難できない場合) ➡ **速やかに対応可能な宿泊療養施設等を調整**する  
一般の避難者とは**建物を分ける**  
困難な場合は**動線を分ける、トイレ等を分離**するなど  
人権侵害がおきない適切な対応
- 濃厚接触者の対応 ➡ **可能な限り個室対応**  
難しい場合は**専用スペース、専用トイレ、独立した動線確保**

## 新型コロナウイルス感染症対策のための避難所運営ガイドライン（滋賀県）

### 自宅療養者（入院入所予定者含む）

**自宅療養者**（PCR等検査において陽性となっている者で自宅で療養している者）については、保健所が健康観察を実施しており、災害発生時または災害発生のおそれのある時において、自宅からの避難が必要な場合には、**滋賀県COVID-19災害コントロールセンター等を通じて、病院、宿泊療養施設に移っていただきます。**

ただし、**一時的**に避難の必要性が生じる場合があるため、自らの命を守るために自宅からの避難が必要と本人が判断された場合には、**避難所内の隔離したスペースでの対応ができるよう、市町においてご準備**をいただきますようお願いいたします。

## 新型コロナウイルス感染症対策のための避難所運営ガイドライン（滋賀県）

### 濃厚接触者や海外から帰国した者濃厚接触者や海外から帰国した者

（検査結果が陰性であって健康フォローアップ中の者）


保健所・検疫所から、不要不急の外出を控える等、依頼しています。

災害発生時または災害発生のおそれのある時において、自らの命を守るために自宅からの避難が必要と本人が判断された場合には、**避難所内の隔離したスペースでの対応ができるよう、市町においてご準備**をいただきますようお願いいたします。

## ◎自宅療養者の避難に関する問題

### 市町避難所での一時受入れは可能か？

- ・日々変わる自宅療養者、濃厚接触者の情報
- ・避難情報、避難先情報の案内
- ・避難先への移動・移送方法
- ・新型コロナウイルス感染症に対する専門知識
- ・市町避難場所等は災害の規模や種別で異なる
- ・避難場所では専用スペースや専用個室の確保
- ・十分な感染症対策の実施
- ・避難所運営職員の確保（災害時は多くの部局で人材が不足する）
- ・専門職（看護師、保健師等）の確保
- ・人権保護（市町避難場所等は地域コミュニティに根付いている）

- 
- 個人情報保護の観点からも**情報共有は最小限度**
  - **特定の避難先が定まっている方が合理的**
  - **他者と接触しない移動手段**
  - ホテルなど、**条件を満たす施設の確保**  
（一般の避難先と分ける）
  - 十分な知識を有した**人材（専門職）の確保**



**個室等が確保できる専用の避難先（施設）**

## ◎自宅療養者の避難に対する提案

## 県・市町の役割、連携による避難先の確保には？

- ・保健所管内に専用の、**個室が確保**できる**専用の避難先（施設）を確保**する
- ・自宅療養者、濃厚接触者の居住先の**災害リスク**について、**市町防災担当と共有**し、自宅療養者等にあらかじめ伝える（ハザードマップ等の活用、避難先以外の避難方法など）。
- ・**避難のタイミング**（高齢者等避難発令時など）を自宅療養者に伝える
- ・非常時の市町防災部局の**緊急連絡先**の案内と対応
- ・移送については**消防との連携**も視野に
- ・感染症対策備品の確保、施設内での移動動線等を定め、自宅療養者に周知する
- ・新型コロナウイルス感染症に対する専門知識を有した職員を配置し運営する

※専用の避難先（施設、職員は県で対応）、市町避難場所等は市町職員が運営



## ◎新型コロナウイルス感染症の法令の位置づけ

### 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）

#### （定義等）

第六条 この法律において「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、**新型インフルエンザ等感染症**、指定感染症及び新感染症をいう。

7 この法律において「**新型インフルエンザ等感染症**」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

（中略）

三 **新型コロナウイルス感染症**（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であつて、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

#### （疑似症患者及び無症状病原体保有者に対するこの法律の適用）

第八条 一類感染症の疑似症患者又は二類感染症のうち政令で定めるものの疑似症患者については、それぞれ一類感染症の患者又は二類感染症の患者とみなして、この法律の規定を適用する。

2 新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であつて当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるものについては、新型インフルエンザ等感染症の患者とみなして、この法律の規定を適用する。

3 一類感染症の無症状病原体保有者又は**新型インフルエンザ等感染症の無症状病原体保有者**については、それぞれ一類感染症の患者又は**新型インフルエンザ等感染症の患者とみなして**、この法律の規定を適用する。

## ◎新型コロナウイルス感染症の法令の位置づけ

### 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）

#### （就業制限）

第十八条 都道府県知事は、一類感染症の患者及び二類感染症、三類感染症又は**新型インフルエンザ等感染症の患者又は無症状病原体保有者**に係る第十二条第一項の規定による届出を受けた場合において、当該感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該者又はその保護者に対し、当該届出の内容その他の厚生労働省令で定める事項を書面により通知することができる。

2 **前項に規定する患者及び無症状病原体保有者**は、当該者又はその保護者が同項の規定による通知を受けた場合には、感染症を公衆にまん延させるおそれがある業務として感染症ごとに厚生労働省令で定める業務に、そのおそれなくなるまでの期間として**感染症ごとに厚生労働省令で定める期間従事してはならない。**

**（入院）** ※第二六条 第十九条から第二十三条まで、第二十四条の二及び前条の規定は、新型インフルエンザ等感染症の患者について準用する。

第十九条 都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者に対し特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し**当該患者を入院させるべきことを勧告することができる**。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるものに入院し、又は当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。（後略）

## ◎新型コロナウイルス感染症の法令の位置づけ

[参考資料]

## 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）

## （交通の制限又は遮断）

※第四十四条の四 第二十八条及び第三十一条から第三十六条まで、第十三章及び第十四章の規定の全部又は一部を適用することができる。

第三十三条 都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため緊急の必要があると認める場合であつて、消毒により難しいときは、政令で定める基準に従い、七十二時間以内の期間を定めて、当該感染症の患者がいる場所その他当該感染症の**病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある場所の交通を制限し、又は遮断することができる。**

## （感染を防止するための報告又は協力）

第四十四条の三 都道府県知事は、**新型インフルエンザ等感染症**のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、当該感染症の潜伏期間を考慮して定めた期間内において、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は**当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができる。**

2 都道府県知事は、**新型インフルエンザ等感染症**（病状の程度を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。第七項において同じ。）のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の患者に対し、当該感染症の病原体を保有していないことが確認されるまでの間、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は**宿泊施設**（当該感染症のまん延を防止するため適当なものとして厚生労働省令で定める基準を満たすものに限る。同項において同じ。）**若しくは当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができる。**

## ◎新型コロナウイルス感染症の法令の位置づけ

[参考資料]

## 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）

（中略）

7 都道府県知事は、第二項の規定により協力を求めるときは、当該都道府県知事が管轄する区域内における新型インフルエンザ等感染症の患者の病状、数その他**当該感染症の発生及びまん延の状況を勘案して、必要な宿泊施設の確保に努めなければならない。**

（準用）

第二十六条 第十九条から第二十三条まで、第二十四条の二及び前条の規定は、二類感染症の患者について準用する。

（中略）

2 **第十九条から第二十三条まで、第二十四条の二及び前条の規定は、新型インフルエンザ等感染症の患者について準用する。**

（後略）

（建物に係る措置等の規定の適用）

第四十四条の四 国は、**新型インフルエンザ等感染症**の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、特に必要があると認められる場合は、**二年以内の政令で定める期間に限り**、政令で定めるところにより、**当該感染症を一類感染症とみなして、第二十八条及び第三十一条から第三十六条まで、第十三章及び第十四章の規定（第二十八条又は第三十一条から第三十三条までの規定により実施される措置に係る部分に限る。）の全部又は一部を適用することができる。**

（後略）

◎新型コロナウイルス感染症の法令の位置づけ

新型コロナウイルス感染症

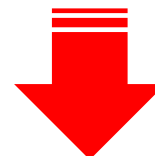
患者及び無症状病原体保有者

- 入院させるべきことを勧告することができる **【入院勧告】**
- 厚生労働省令で定める期間従事してはならない **【就業制限】**

分類 感染症法 第6条	制限等				
	交通制限 第33条	無症状 感染者 第8条	入院勧告 第19条	就業制限 第18条	療養先か らの外出 自粛要請 第44条の3
新型インフルエンザ等感染症 (新型コロナウイルス感染症含む)	○	○	○	○	○
1類 (エボラ出血熱、ペスト等)	○	○	○	○	×
2類 (結核、SARS等)	×	×	○	○	×
3類 (コレラ、細菌性赤痢等)	×	×	×	○	×
4類 (狂犬病、マラリア等)	×	×	×	×	×
5類 (インフルエンザ、梅毒等)	×	×	×	×	×

感染症法に基づく分類として、入院勧告や就業制限については、

- 1類（エボラ出血熱、ペストなど）
- 2類（結核、SARSなど） と同等



感染リスクが極めて高く、健康観察が必要な感染症？